明治大学寄付講座

自治体の臨時・非常勤等職員の現状と労働組合の活動

全日本自治団体労働組合
総合公共民間局　組織拡大局長
野角　裕美子

自己紹介

- 2001.4　東京都町田市立図書館嘱託員として町田市立中央図書館に採用。管理、児童、ＹＡ（ヤングアダルト）、レファレンス担当を経て、2012年から地域図書館主任嘱託員として勤務
- 2007.11　自治労町田市図書館嘱託員労組結成　執行委員長
- 2009.8　　自治労　臨時・非常勤等職員協議会　全国幹事
- 2012.5　　連合第83回中央メーデー初の非正規労働者としてスピーチ
- 2013.8～ 自治労本部中央執行委員（組織拡大局長）

- 「ワーキングピュア白書
　～地道に真面目に働く25歳世代～」
　（日経BPコンサルティング,2015）

労働組合をつくった事例紹介

*DVD

「思いを伝えたい～臨時・非常勤等職員の団体交渉」（制作：自治労 2011年）

紀の川市臨時非常勤等職員労働組合（和歌山県）

自治労町田市図書館嘱託員労働組合（東京都）

日本における非正規労働者の現状

正規雇用者と非正規雇用者の推移

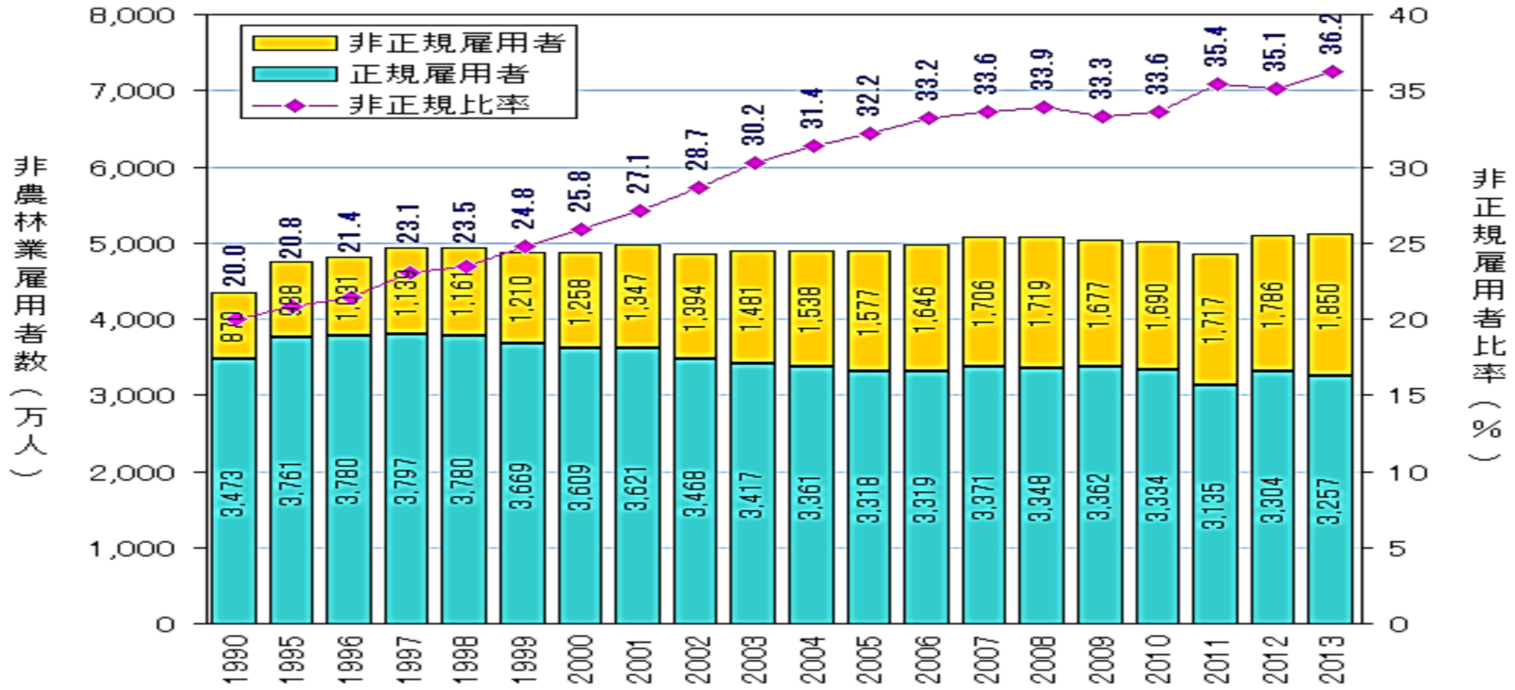

（注）非農林業雇用者（役員を除く）が対象。1～3月平均（2001年以前は2月）。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。

（資料）労働力調査

自治体で働く臨時･非常勤等職員の現状

「2012年臨時・非常勤等職員賃金・労働条件実態調査」

全体の33.1%

３人に一人が非正規！！

▶臨時・非常勤等職員の比率

一般市では36.9%　町村では38%

		正規職員	臨時･非常勤等職員	件数	2008 年調査 臨時･非常勤の比率
総数		66.9	33.1	845	27.6%
自治体区分別	都道府県	83.4	16.6	20	16%
	政令市･特別区	69.0	31.0	15	23.3%
	他の一般市	63.1	36.9	412	317%
	町村	62.0	38.0	398	31.1%

自治体で働く臨時・非常勤等職員の処遇①

多くの非正規職員が
年間賃金200万円以下！！

▶日給・時給の賃金分布

時給800円台が最多層

▶月給の賃金分布

最多層は14万円～16万円未満

自治体で働く非正規職員の処遇②

いくら働いても賃金が上がらない！

▶昇給制度の有無

昇給制度のある自治体は２割前後、７～８割の自治体で昇給はない

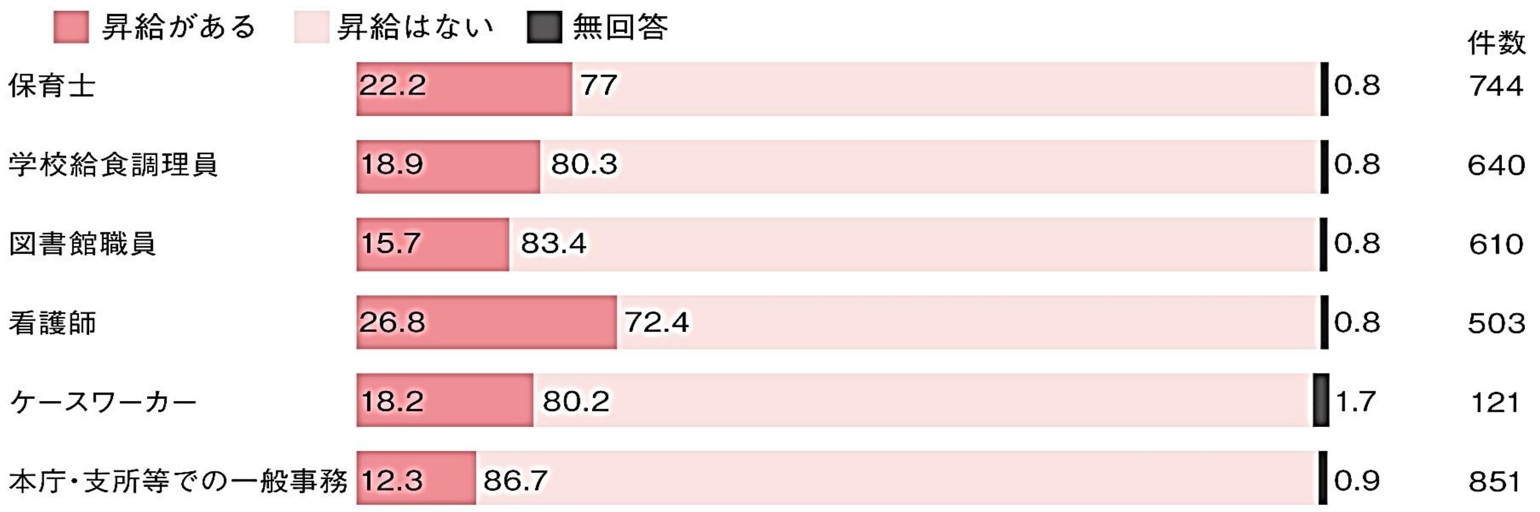

自治体で働く非正規職員の処遇③

６割がボーナスなし！

通勤費すら出ていないところも・・・

▶一時金（期末手当等）の有無

支給ありは3割～4割前後、なしが6割前後

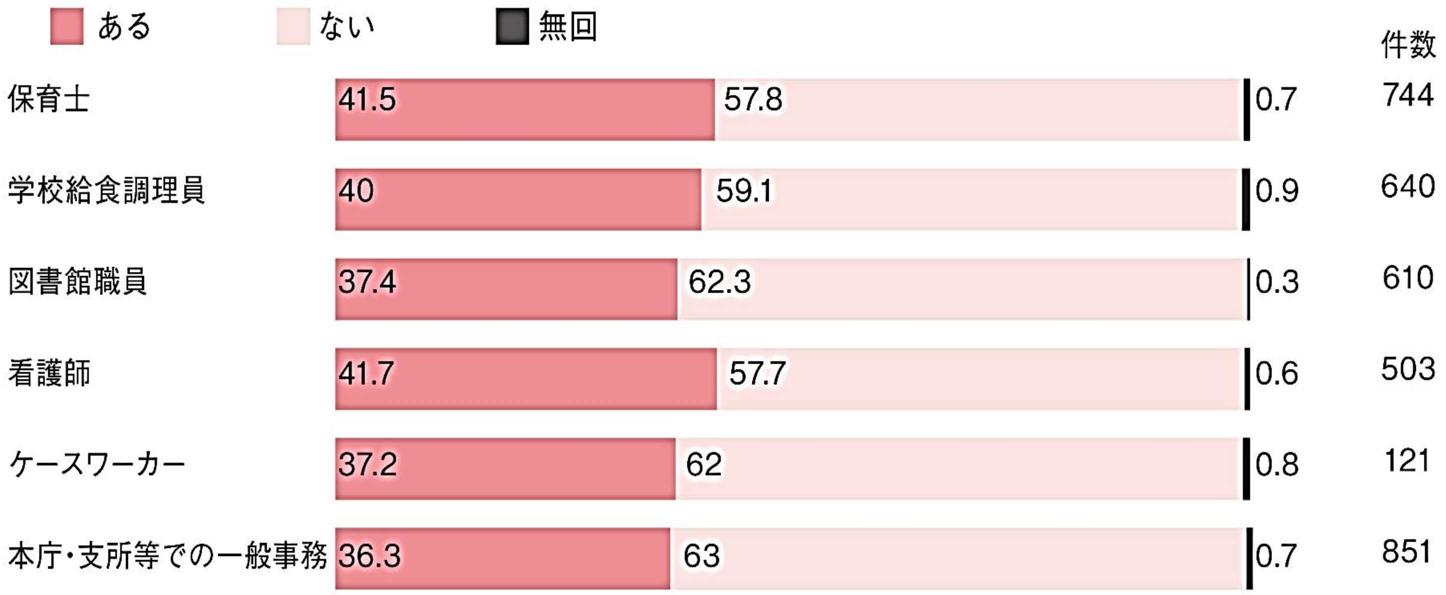

（注）本調査での一時金が「ない」には、毎月の基本給に一時金相当分を月割りし報酬加算している場合がある。

自治体で働く非正規職員の処遇④

不安定雇用による失業不安

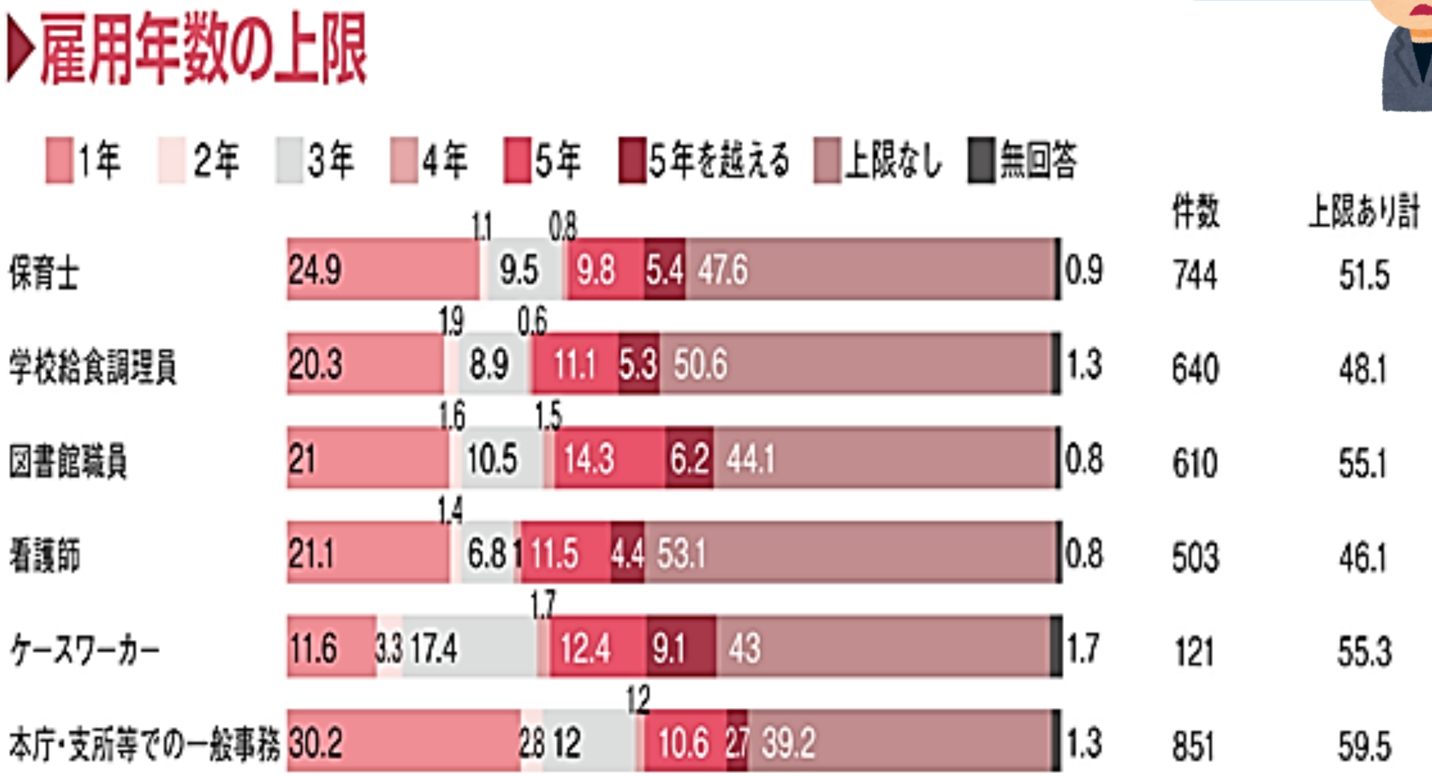

自治体で働く理正規職員の処遇⑤

休暇も整備されていない！

▶夏期休暇

夏季休暇は、「ある」が４前～５割

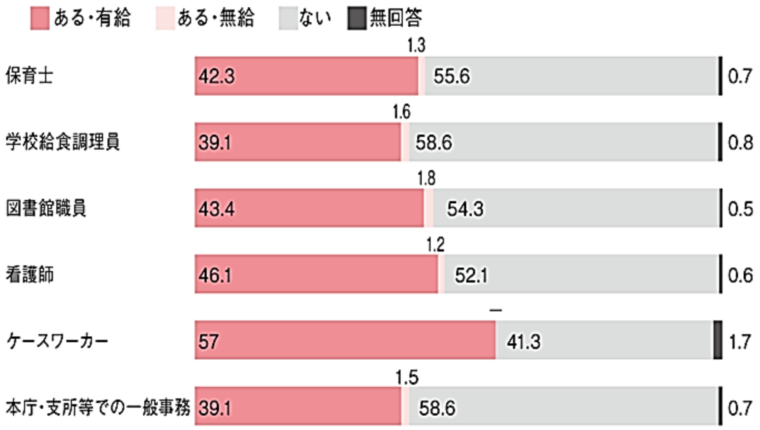

●育児休暇

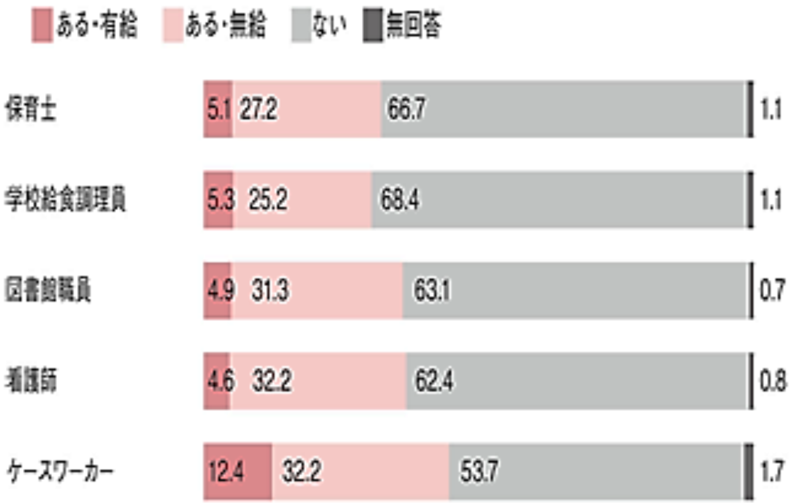

自治体で働く非正規職員の認知度①

新聞にも取り上げられ社会問題化！

自治体で働く非正規職員の課題・問題

賃金

手当

ひとりでは解決できない課題がたくさんある

休暇制度

雇用年限の設定

福利厚生

労働組合の役割

* ひとりでは解決できない課題がたくさんある

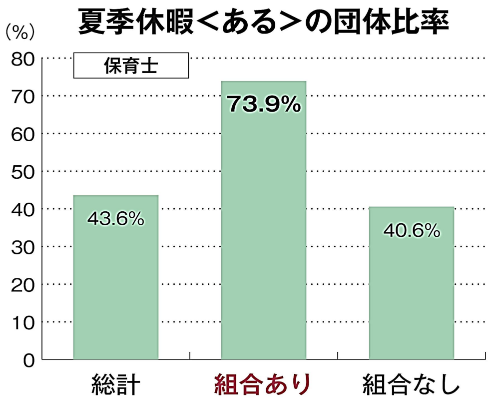

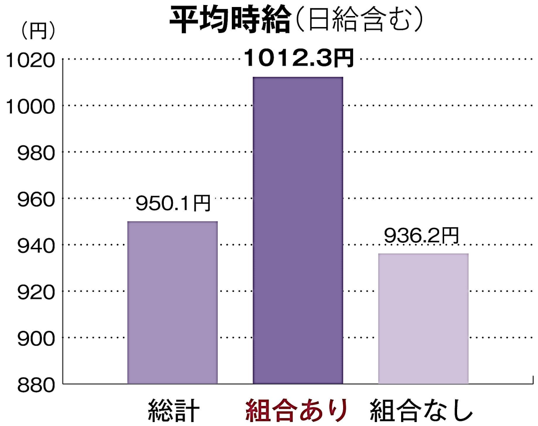

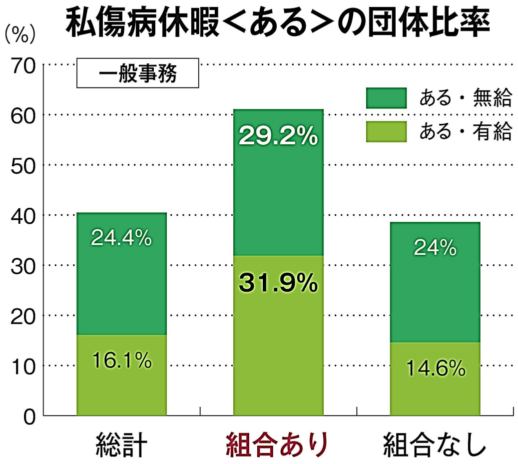

* 一人では上司や社長といった使用者に声を上げてもなかなか処遇は改善しないのが現状です。
* 全国では、職場の仲間で集まって労働組合をつくって賃金や職場環境を変えています！

町田市立図書館の場合①

蔵書冊数：1,082,273冊
個人貸出冊数：,638,176冊
☆他自治体との比較☆
①図書館数：第６位
②蔵書冊数：全国13位
③個人貸出数：全国２位
参考：日本の図書館
2014」

町田市立図書館の概要

町田市は東京都の南西部に位置し、人口約43万人の都市です。図書館は直営で中央館と７つの地域図書館、移動図書館車３台、図書館機能を併設する文学館で運営されています。

嘱託員制度は隣市の神奈川県相模原市との相互利用開始にあたり、1998年12月より導入されました。その後は祝日開館や夜間開館の増加等の理由で毎年数人の新規採用が行われました。しかし「町田市定員適正化プラン」（2007年度策定）に基づき常勤職員を減員し、嘱託員を増員することになり、2008年度－2011年度にかけて毎年新規採用が行われ、約50人が増員されました。2015年４月１日現在の職員配置数は、常勤職員58人、再任用９人、嘱託員101人の計168人です（臨時職員は除く）。2008年度以降、常勤職員と嘱託員配置数の逆転現象が起こったことで、嘱託員の業務範囲が加速的に拡がり、補助的業務から基幹的業務へと変化しました。

町田市立図書館の場合②

なぜ組合を結成するのか

〜組合結成大会によせて〜

* **私たち**嘱託員は、図書館司書という職務に対して、高い理想と意欲を持って取り組んでいます。皆、図書館という職場を大事にし、誇りを持ってこの仕事を続けていきたいと考えています。しかし、正規職員と比較して、仕事の内容はそれほど変わらないのに対し、労働条件は不安定で、その報酬も生活を支えるには心もとない限りです。将来も変わらずに勤務できるかどうか、雇用そのものに対する不安も常についてまわります。このような状況下で勤める私たちは、安心して長期に仕事を続けていくために、より一層、雇用条件を求めていく必要があると考えました。そこで、自分たちの要求を少しでも実現へ近づけるための方法として、今回の労働組合の結成に至りました。
* 今、私たちは自分たちの将来のために、勇気をもって立ち上がらなければならない状況にあります。他の誰かに頼るのではなく、自分たちの力で可能性を切り開いていかなければなりません。そのために、安定した継続雇用の確保や、育児休業・介護休業の取得等、様々な要求を団体交渉によって解決したいと考えています。今まで一人で悩み、弱々しかった小さな声も、皆でまとまれば大きな声になって、きっと解決の道が開かれると信じています。
* 私たちの行動が一つでも多くの実を結ぶよう、今後の活動に取り組んでいきたいと思います。

「自治労町田市図書館嘱託員労働組合結成大会議案集」より抜粋

町田市図書館の場合②

町田市図書館嘱託員労組　これまでの戦績

取得年月日	勝ち取った待遇	その他の要求項目
2008年4月	＊文学館、他館に先駆け８８００円の報酬ベースアップ（１８３，２００円→１９２，０００円）	＊継続雇用の確保(08年1月～) ＊~~時間外勤務に対する報酬の支給(08年1月～)~~ ＊~~勤務年数に見合った報酬額の改定(08年1月～)~~
2009年4月	＊全館１６日勤務＋文学館と同額の報酬ベースアップ ＊産前産後の休暇（直前８週以内、直後８週以上１０週以内、計１６週以内）（無給） ＊育児休暇（子が１歳６カ月に達するまで）（無給） ＊介護休暇（対象家族一人につき、要介護状態に陥る都度通算９３日まで）（無給） ＊病気休暇（医師の診断により療養が必要とされる最小限の期間）（無給） ＊育児時間（生後満１年に満たない生児　１日２回各々３０分又は１日１回６０分）（無給） ＊生理休暇（勤務が著しく困難な場合）（無給）	＊資格給の取得(09年2月～) ＊~~子の看護休暇(09年2月～)~~ ＊町田市嘱託員規則の素案の提示（09年2月～） ＊~~慶弔休暇（09年7月～)~~ ＊年次有給休暇の初年度日数１０日(09年7月～)
2010年4月	＊結婚休暇（７日）（有給） ＊忌引（配偶者１０日・一親等７日・兄弟祖父母３日他）（有給） ＊子の看護休暇（子一人につき年５日）（無給）	＊育児時間を正規職員に準じた待遇に（10年2月～） ＊福利厚生の充実（10月2月～）
2011年4月	＊子の看護休暇（子が複数の時は年１０日）（無給） ＊短期介護休暇（対象者一人につき年５日、二人の時は年１０日）（無給） ＊時間外勤務報酬	＊~~子の看護休暇（子二人の時は年１０日）、短期介護休暇(11年3月～)~~ ＊~~主任嘱託員制度の予算財源の確保(11年3月～)、~~年次昇給制度(11年3月～) ＊財形貯蓄－福利厚生(11年3月～)
2012年4月	＊妊婦時短、妊娠症状対応休暇、母子保健検診休暇（無給） ＊育児時間（生後満３年に満たない生児　１日２回各々３０分又は１日１回６０分）（無給）	＊ボランティア休暇、骨髄移植休暇、諸休暇の有給化（11年11月～） ＊一時金、文学館学芸業務嘱託員の報酬改定（12年8月～）
2013年4月		＊常勤職員の給与額との均衡を考慮した報酬額への改定（13年5月～）

まとめ

* 　自治労では、みなさんのような次の世代を担う多くの人が安心して働ける社会の実現をめざしています。
* 　今日の講義で少しでも、労働組合の意義や非正規労働者の抱える課題に興味を持ち、考えるきっかけになって頂ければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました